法制審で語られる『社会内処遇』を考える

～これって「刑罰」？　福祉の「支援」が「監視」に変わる？

別冊　メッセージ集

平成３０年４月７日

埼玉弁護士会

千葉県弁護士会

法制審で語られる「社会内処遇」を考える

～これって「刑罰」？福祉の「支援」が「監視」に変わる？～

メッセージ集発行に寄せて

２０１８年４月吉日

埼玉弁護士会刑余者等社会復帰支援対策委員会　平　原　　興

千葉県弁護士会社会復帰支援活動援助制度運営委員会委員長　大　塚　功

本日は、埼玉弁護士会・千葉県弁護士会の共同企画シンポジウム「法制審で語られる「社会内処遇」を考える」にご来場いただき、ありがとうございました。

現在、法制審議会（法務省）では、刑事手続のさまざまな場面で、「支援」の名の下に「監視」を行う「社会内処遇」が議論されています。

しかし、再犯防止と治安維持を重視する法制審における議論は、人権侵害の危険性という意味で法律的に問題が多いだけでなく、本人の意思を尊重した自立支援という基本原理と抵触する意味で、福祉的側面からもきわめて問題です。

本日のシンポジウムでは、福祉や法律に携わる者の使命として、こうした問題を抱える法制づくりに安易に加担していいのか、一歩立ち止まり、長期的に見た危険性を考えるべきではないかという思いから、法制審の目指す「社会内処遇」の問題点を、みなさまと一緒に考えるため開催いたしました。

開催に先立ち、多くの方々から本集会の趣旨に賛同するメッセージをお寄せいただきました。これに感謝しつつ、本日の集会にご来場ただいた皆様にこれを周知するため、メッセージ集として配布することにいたしました。

敬具

メッセージ集目次

①千葉県社会福祉士会 会長 渋沢茂さん　ｐ４

②金木犀（緊急一時保護施設）　医師 和田忠志さん　ｐ５

③精神保健福祉士 桑田久嗣さん　ｐ６～７

④全国「精神病」者集団 会員 山本眞理さん　ｐ８～９

⑤特定非営利活動法人生活困窮・ホームレス自立支援 ガンバの会 理事長 副田一朗さん
ｐ１０

⑥一橋大学法学研究科 教授 葛野尋之さん　ｐ１１～１２

⑦熊本大学法学部 教授 岡田行雄さん　ｐ１３

⑧ＮＰＯ法人サマリア 理事長 黒田和代さん　ｐ１４

⑨特定非営利活動法人生活サポート千葉千葉県地域生活定着支援センター長 岸 恵子さん
ｐ１５

⑩更生保護施設職員 社会福祉士 匿名さん　ｐ１６

⑪弁護士 元司法研修所刑事弁護教官 岩本憲武さん　ｐ１７

⑫権利擁護＆司法ソーシャルワーク研究所 代表 原田和明さん　ｐ１８～１９

⑬市川圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一さん　ｐ２０～２８
市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 近藤 大祐さん
海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 林 弘志さん
安房圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 相川 香織さん
野田圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 大橋 宣彦さん
松戸圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 桑田 良子さん

⑭丸山泰弘（立正大学法学部准教授）さん　ｐ２９～３１

⑮木下大生（武蔵野大学人間科学部社会福祉学科）さん　ｐ３２

⑯ NPO 法人ほっとプラス代表理事　藤田孝典さん　ｐ３３

⑰土井政和（九州大学名誉教授・刑事政策）さん　ｐ３４

平成３０年３月１２日

「捜査機関への社会福祉士配置案」に関する意見

千葉県社会福祉士会会長　渋沢　茂
〒297-0073　千葉県茂原市長尾 2694 長生ひなた
✆090-2479-2046
✉sigeru.sibusawa@nifty.ne,jp

法務省法制審議会で審議されている、検察庁における社会福祉士配置の議論について、拙速な配置に反対の立場で意見を表明します。

私たち社会福祉士が行うソーシャルワークが公権力の行使と協働することに危惧を思うからです。

日本社会福祉士会では、倫理綱領で実践の拠り所を、2000 年 7 月に国際ソーシャルワーカー協会が定めた「ソーシャルワークの定義」を適用するものとしています。（以下、全文を引用します。）

【ソーシャルワークの定義 】
ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（IFSW;2000.7.）

一読すれば明らかですが、私たち社会福祉士が行うソーシャルワークは個々人の方とのお付き合いを基盤にするものです。それを基本要素として制度や仕組み、或いは社会的な関りへの介入を図っていくものです。

今般の検察庁への社会福祉士配置の方向は、私たちが基盤としている拠り所とは真逆のものです。「再犯防止」を目指してお一人の方とのお付き合いをすることはソーシャルワークの理念とは別のものです。

「再犯防止」の考えや施策を否定するものではありません。そのことは、しかるべき機関が中心になって行っていただきたいと思います。私たちソーシャルワーカーは、私たちの立場で協働するべきと思います。近年に盛んになっている司法と福祉の協働は、両者がそれぞれの立場の違いを理解した上でしか成り立たないと思うからです。

ソーシャルワークを行うものが、公権力の発動を同じ立場で活動をすることに危惧を思います。

様々な立場での考えがあろうかと思います。開かれた場での意見交換を切望します。

古くて新しい話題に対決している皆様に敬意を表します。

私が学生であった30年前、精神科医療において「保安処分」という議論がされていました。精神科治療という名目だが、実は、社会からの隔絶が目的であること・・・つまり保安的な処分・・・に対する批判だったと理解しています。

米国にはAPS(Adult Protective Services)という州法で規定されるサービスがあります。これは、高齢者や障害者に対する虐待を取り扱う部署です。ソーシャルワークから派生した活動です。もちろん、米国は銃社会ですから、日本よりも警察ともより緊密に連携して仕事をします。
このAPSの活動が、まかりまちがうと、犯人探し、犯人追及の手段になることが反省されています。つまり、「ソーシャルワークは、犯人追及ではなく、支援なのだ」という反省です。

被害者の身になる、被害者を救済する、ということに着目すると、どうしても、加害者を、監視する、社会から隔離する、犯人として追及する、という視点に陥りがちです。しかし、加害者の基本的人権に立ち返ると、加害者支援という立場で、福祉やソーシャルワークは仕事をするべきであると思うのです。
実は、このような支援は非常に困難な支援です。支援者にとっても、監視する、社会から隔離する、犯人として追及する、ほうが、心理的にも、実務的にも、楽な方法だったりしますので、ついそこに陥りがちな支援者がいることもよく理解できます。その意味では、支援者自身の価値観が問われているともいえるかもしれません。

このシンポジウムが、福祉を支援として貫く基盤を培う討論になることを願っています。

和田忠志
ユーカリの樹声なき声を聴く　金木犀事業
[連絡先]wada@irahara.or.jp
いらはら診療所事務長室内　担当:浅沼、田中
〒270―0021　千葉県松戸市小金原４－３－２
TEL 047-347-2231　FAX 047-347-2551

私は現在法制審議会で議論されている「社会内処遇」のあり方に対し、反対の立場で意見を表明致します。その理由は主に以下の三点です。

1.起訴や実刑を猶予する代わりに福祉を受けることを約束させても、信頼関係が築けず支援拒否につながる
2.検察と福祉は目的がまったく異なり、一定の距離を保つことでこそそれぞれの役割を果たすことができる
3.「社会内処遇」とは異なる、人権が保障された支援のあり方を弁護士と福祉で考えるべき

1.起訴や実刑を猶予する代わりに福祉を受けることを約束させても、信頼関係が築けず支援拒否につながる

現在議論されている「社会内処遇」の議論は、改善更生のために一定の働きかけが必要なものに対して、一定の事項を犯した上で指導等を行う仕組みがないことへの課題意識が出発点となっています。
その対策として、犯した罪が軽微で起訴猶予相当であっても、改善更生のために働き掛けが必要な者については、検察官が一般的に守るべき事項や犯行の特性に応じて守るべき事項などの事項を設定し、一定期間，指導・監督を行う仕組みを採ることが議論されています。

そのような形で、検察官主導で支援がはじまるとどうなるか。本人はその支援者のことを検察と一体になった存在だと考え、警戒するのではないでしょうか。支援者に話した内容から「守るべき事項」が破られたと判断されれば起訴や実刑につながると考え、安心して相談することができません。そうした関係では、やがて支援拒否に至るのは当然です。
安心して相談する先がなければ、本人は困ったときに自己解決を図らざるを得ません。その解決法は社会的に不適切なものだったり、場合によっては再犯につながることもあるでしょう。

起訴前に福祉の支援を受けることを約束し、その後に反故にするのはなぜでしょうか。本人が支援を受けることへの納得感・安心感がなかったからです。遵守事項を定めて強制的に守らせるのではなく、本人が納得・安心できる支援を一緒に考え、信頼関係を育てることが必要です。

2.検察と福祉は目的がまったく異なり、一定の距離を保つことでこそそれぞれの役割を果たすことができる

そもそも、捜査機関である検察と福祉はその目的が全く異なります。
捜査機関は犯罪件数の低下を通して治安の改善を目指します。その手段として、逮捕・懲役など個人の権利を制限することも含まれます。個人の幸福よりも社会の安定が優先されるのです。
一方、福祉は個人の安心・安全な生活や幸福を第一に考えます。仮に他人に迷惑をかける行為をしていたとしても「その人なりの事情があってそうしたのだ」と考え、その事情を調整することで地域社会の中で生活できるように支援します。地域との軋轢がある人でも排除せず、個人と社会が折り会えるように調整していきます。

このように、目的が全く異なる検察と福祉を同じ枠組みで運用しても、足並みがそろうはずがありません。社会のルールを示す検察と、個々人の事情に沿って社会と折り合える方法を模索する福祉。両者はは別々の立場であってこそ機能します。時に協力し、時には対立する、そうした一定の距離を持った関係であるべきです。

捜査機関は犯罪件数の低下を通して治安の改善を目指します。その手段として、逮捕・懲役など個人の権利を制限することも含まれます。個人の幸福よりも社会の安定が優先されるのです。

一方、福祉は個人の安心・安全な生活や幸福を第一に考えます。仮に他人に迷惑をかける行為をしていたとしても「その人なりの事情があってそうしたのだ」と考え、その事情を調整することで地域社会の中で生活できるように支援します。地域との軋轢がある人でも排除せず、個人と社会が折り会えるように調整していきます。

このように、目的が全く異なる検察と福祉を同じ枠組みで運用しても、足並みがそろうはずがありません。社会のルールを示す検察と、個々人の事情に沿って社会と折り合える方法を模索する福祉。両者はは別々の立場であってこそ機能します。時に協力し、時には対立する、そうした一定の距離を持った関係であるべきです。

3.「社会内処遇」とは異なる、人権が保障された支援のあり方を弁護士と福祉で考えるべき

なぜこうした社会内処遇の議論がはじまったのか、弁護士と福祉はその背景を重く受け止める必要があります。

罪を犯した人にとって福祉の支援が重要である一方、まだまだ不十分であると検察が考えたことがこの議論の背景にあるのではないでしょうか。本来であれば、検察がこうした議論をはじめる前に弁護士と福祉で先進事例を全体化しなければならなかったのです。

弁護士が福祉の支援が必要な人を適切に福祉につなぎ、福祉からも十分に支援を届ける。法制審の議論に反対するだけではなく、そんな議論を検察がする必要がなくなるように、「社会内処遇」に代わる本人の人権が保障された支援のあり方を弁護士と福祉の手でつくっていくべきです。

本シンポジウムがその出発点となることを希望します。

精神保健福祉士　桑田久嗣

２０１８年４月７日シンポジウム「法制審で語られる「社会内処遇」を考える」に参加なさった皆様へ

全国「精神病」者集団会員　山本眞理

私たち精神障害者は歴史的に一貫して治安の対象とされてきました。それゆえ私たちへの医療は隔離収容が原則であるかのように、精神病院へと追い込まれ閉じ込められてきました。そしてまた福祉も地域での管理監視を期待されることから逃れられず、また精神病院への囲い込みの一つの手段とさえなってきました。

そうした体験を歴史的に積み重ねてきた私たち精神障害者には今回の法制審の方向の恐ろしさは身にしみます。今現在福祉は本人の希望による契約、同意なしに強制することはない、といわれる一方で実質は強制的措置がなされています。

例えば生活保護受給者であると「指導」ということが拡大解釈され医療機関を指定されたり、またグループホームなどの施設に入ることを命じられたりします。強制ではないとはいえそれに抵抗できる仲間はむしろ例外的です。

医療機関の選択権にしても、紹介状を書かない、紹介状がないと受けないという形で実質侵害されています。

一旦困り者の患者とレッテルを張られるとどこの医療機関も福祉サービスも拒否という実態もあります。

地域で自分らしく生活を作っていくこと維持することは非常に困難な状態に落とし込められているのが私たち精神障害者の実態です。

優生保護法下の強制のみならず、最近告発された例としては、優生保護法廃止後、東北地方の精神病院からの退院にあたって不妊手術を強制されたという実態があります。形式上は本人の同意ですが、実質強制です。同意しなければ退院させないという恫喝のもとでの実質強制でした。そして相模原事件の再発防止を掲げて安倍首相が成立を狙った精神保健福祉法改悪案はこうした実質強制の体制に精神障害者を追い込み一生監視のもとに置こうという企みです。法案は一旦廃案となって入るものの、埼玉県は先行的に施行事業として同様の行政による支援計画づくり、警察も入れた地域支援の連絡会議の事業に予算をつけました。また法案提出以前から、広島、兵庫、宮城では警察も入った個人支援会議が行われています。

今回の法制審の議論はこうした実態にさらに「起訴」という脅しを持ち込むものであり、先行的に行われている精神科医療、精神障害者福祉の治安の道具化をさらに一般的福祉にまで拡大していこうという方向と言えましょう。同意では生ぬるいということです。意に沿わない暮らしを地域で強いることは福祉ではなく、単なる処遇、監視管理でしかありません。

すでに破綻している心神喪失者等医療観察法の地域処遇の全面化とも言えましょう。

私たち精神障害者は今現在自らの置かれた立場からの解放を掲げると共に、こうした法

制審の社会内処遇を決して許さず検察による人権制限を認めない闘いを共に、になっていきたいと考えます。

方針撤回まで共に闘いましょう

シンポジウムへのメッセージ

副田一朗

私どもの法人は、2011年4月より「サテライト型の更生緊急保護施設（自立準備ホーム）」に登録、これまで(2018年1月末現在)169名を受託してきた。この内、未来所や利用辞退者（16名）、利用中の失踪者（8名）、住込み就労（10名）、友人宅や帰郷等（18名）を除く117名が地域のアパート生活へと移行している。

私からすれば、アパート移行時からが、本格的な支援のスタートである。私たちの「自立準備ホーム」の利用者は、帰所するところがなく生活費もないということは当然ながら、相談できる相手、支援を求める相手を持たない「社会的孤立状態」にあることに共通点がある。住居、生活費を整えることも重要だが、「社会的孤立」が解消されない限り、「ホームレス状態」となり、その結果、人生に付きもののさまざまな困難に出会った時に自暴自棄に陥ることもあり、それが再犯へとつながることもあるに違いない。こうした中で、大切なことは「監視」なのではなく、「社会的孤立の解消」である。

ガンバの会の支援の中で、残念ながらアパート移行後の失踪、再犯といったケースもあり、その数2割近くに上る。そして、その多くは、移行後3～5年の人である。こうしたところからしても、委託期間中の「監視」が再犯防止にどれほど有効かは甚だ疑問と言わざるを得ない。またこの「監視」役を私たちに負わせるということになれば、その後の支援に必要な人間関係・信頼関係を築くにあたっての障害になっていくことも間違いない。

まさに「孤立の解消」「ホームの回復」は容易ではなく、また一定期間を経れば終わるというものでもないし、長らく「社会的孤立」の道を歩んできた人であればあるほど、人間関係・信頼関係を築くまでに時間が必要であることは明らかである。独居生活者が多い中で、地域への定着は、終わりのない支援が必要であるし、まさに伴走型の支援、人生のトータルサポートこそが必要なのである。

もし「再犯防止」という視点を大切にするなら、こうした終わりのない支援にこそ、心砕くべきであり、財政的措置をするべきである。

再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の積極活用は、刑事司法の原則や刑事手続の基本構造に適合しない

一橋大学　葛野尋之
h.kuzuno@r.hit-u.ac.jp

現在、検察官の起訴猶予に社会内の福祉的支援を結びつけようとする法改正が企画されている。このような起訴猶予を積極活用することによって、起訴する事件数を抑制しつつ、再犯防止の効果をあげようというのである。しかし、このことは、刑事司法の原則や刑事手続の基本構造との関係において、深刻な問題をはらんでいる。戦前、旧法下において、起訴猶予は、保護観察的措置と結びつけられ、再犯防止のためにきわめて積極的に運用されていたが、今回の改正提案は、起訴猶予の性格と運用を旧法時代のものに引き戻そうとするものである

第１に、再犯防止措置の必要性・有効性に関する調査および措置は、起訴前、したがって裁判所の有罪認定前に行われることになることから、それらを正当化するために、被疑者の同意が必要とされているものの、この同意の任意性は希薄なものとならざるをえない。これらの調査・措置は、検察官の起訴・不起訴の決定と結びついているから、被疑者に対して、それらに同意するよう、起訴の威嚇による心理強制が働くことになる。起訴され有罪となると、実刑が見込まれるような被疑者にとって、起訴の威嚇による心理強制、逆に言えば、誘引としての起訴猶予の心理強制は、同意の任意性を疑問視させるに足るものといえよう。このとき、再犯防止措置は、実質的にみれば、起訴猶予の条件となる。

第２に、裁判所の有罪認定に先立ち、必然的に被疑者のプライバシーの深部にまで及ぶ調査を行い、再犯防止のための積極的処遇を行うことは、無罪推定の法理に抵触する。

第３に、積極的な再犯防止措置を、法律の規定に基づくことなく、起訴猶予の「条件」として実質的に強制することは、適正手続上の重大な疑義を生じさせる。

第４に、再犯防止措置に関する専門機関による調査がなされることに加え、捜査機関による詳密な情状調査を含む被疑者取調べが行われることになると、起訴・不起訴決定前の捜査手続が肥大化する可能性があり、また、起訴猶予の積極活用により、起訴がますます厳選されることになると、公判中心主義がいっそう後退する結果となる。

第5に、再犯防止措置と結びつけた起訴猶予の決定は、検察官が、自らのなした実質的な有罪認定に基づき、再犯防止のための積極的処遇を決定することほかならず、そのような積極的処遇の決定を検察官に委ねることは、旧刑訴法下のように、裁判所と同格の立場にあって裁判所の職権行使を補助するという検察官の「準司法官」的性格を承認することを意味するものであって、現行刑訴法における捜査・訴追機関たる当事者としての検察官の基本的地位・役割と整合しない。

福祉的支援を要する高齢者を、効果的な支援を提供するために刑事手続から早期に離脱させる必要があるとしても、このような深刻な問題がある以上、その手段として起訴猶予に強く依存すべきではない。立法論としては、起訴後、裁判所が有罪を認定・宣告したうえで、刑の宣告を猶予し、必要な再犯防止措置を決定するという刑の宣告猶予を制度化すべきである。この場合、罪責認定手続と量刑手続の二分、有罪宣告後の社会調査制度があわせて採用されるべきである。起訴猶予は、客観的に軽微な犯罪をスクリーニングする微罪処分的なものとして運用されるべきことになろう。

「法制審で語られる「社会内処遇」を考える」へのメッセージ

ソーシャルワーカーの専門性と独立性獲得に向けた連帯を！

熊本大学法学部教授　岡田行雄

現在、法制審議会において進められていることは、本来は、利用者の痛みや苦しみを利用者の立場に立って理解し、寄り添うことを通して活動するはずの福祉の担い手を、検察官の手足として、対象者を社会にとって危険な、ないし邪魔な者として監視し、抑圧するという治安の担い手に変えてしまおうとするものと言える。

それは、ソーシャルワーカーの皆さんにとって本当にいいことなのだろうか。

確かに、検察官の下で働けば、より収入は安定するかもしれない。しかし、それと引き換えに、対象者を苦しめ、対象者と対立し、対象者から恨まれるといった苦痛を、ソーシャルワーカーは引き受けさせられることになるのは疑いない。それは、ソーシャルワーカーを今以上に苦しめる結果をもたらすように思えてならない。

本来、ソーシャルワーカー業務への報酬が十分でないのであれば、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するための業務にふさわしい対価を、皆さんが連帯して勝ち取ることが筋のはずである。今回の法制審での議論は、ただでさえ厳しい状況にあるソーシャルワーカーを分断するものと見ることもできる。決して、こうした策謀に乗ってはならない。分断は、権力者のいつもの手口であって、ソーシャルワーカーを、検察官の奴隷としての地位に貶めるためのものに他ならないからである。

もちろん、被疑者、被告人だけでなく、家庭裁判所に送られた少年たちの中にも、ソーシャルワーカーによる専門的な支援が必要な方々がいることは、まぎれもない事実である。しかし、そこで求められていることは、ソーシャルワーカーによる専門知に基づく理解や寄り添いやであって、検察官の下僕としての監視、監督ではない。

諸外国でも、ソーシャルワーカーが刑事司法や少年司法において、その担い手と連携しながら、犯罪者や非行少年への専門的な支援を行っている場合がある。しかし、そうした国々では、ソーシャルワーカーは専門家としての独立性が保障されており、決して、検察官の下僕となっているわけではない。独立性なくして、専門性が発揮されることはありえないのである。また、日本の検察官は、他国のそれと比較にならないほど強大な権限と裁量を持っていることも忘れられてはならない。

本シンポジウムが、ソーシャルワーカーが、独立性が保障された専門家として、刑事司法や少年司法における少数者の人権保障の担い手たちと連携していくための連帯の第一歩となることを願ってやまない。

行動を抑制するのではなく、正しく選択するための支援を

NPO 法人サマリア
理事長　黒田　和代

私が代表を務めるNPO法人サマリアは、埼玉県の所沢市を拠点に、困窮者の相談支援の活動を2009年から続けてきています。理解あるボランティアと社会福祉士や精神保健福祉士が、現状無償でいろいろな状況にある方々の生活に寄り添う活動をしています。

様々な状況にある人を自前のシェルターに受け入れ、地域生活に送り出してきた人は約130人（世帯）程度ですが、その中には、犯罪歴があり不起訴として釈放されたり刑期を終えても帰る場所がないという方がたくさんいました。さらにその中には、長い年月犯罪を繰り返し、家族からも見捨てられ、地域の警察署や行政機関でも有名人となっている人もいました。生活保護の申請に同行すると、ケースワーカーさんから「この人、支援なんて無駄ですよ」と耳打ちされることも何度かありました。

私たちはシェルターを出た後の見守り活動もしており、いろいろな方々と長く時間を共有しています。犯罪歴がある人でも、犯罪行為とは縁を切って、当たり前の暮らしを取り戻した人もいるし、障害や極端な性格の偏りのせいで「生きづらさ」を抱え、再犯となってしまう人もいます。福祉専門職としても、関わり方の判断がつかない難しい人もおり、本人が周囲に迷惑をかけるような行為をすると、苦情が私たちの方に寄せられ、本人に成り代わってひたすら謝罪しなければならないこともありました。

迷惑行為も、本人の話をよく聞いてみると、本人なりの理由や事情がいろいろあることがわかります。他人に迷惑をかける行為は、地域で円満に暮らしていきたいのなら、あってはならないことなのですが、本人も「迷惑行為をすること」が目的だったのではなく、困りごとを何とかしようとしたときに、望ましい選択肢が本人の中で見つけられなかった、どうしたらいいのか判断できなかったのだということがわかります。私たちは、楽しい時も問題が発生した時も一緒にいて、ともに楽しみ、ともに悩み、ともに叱られながら、「どうしたらよかっただろうね？」「どうしたら人の迷惑にならなかっただろうね？」と話し合い、蟻んこレベルの小さな一歩一歩を積み重ね、まずは本人が安心して地域で暮らすことを継続できるように寄り添っています。

そうした経験の中で確信していることは、ルールを決め約束を守ることを本人に押し付けることは犯罪防止につながらない、ということです。ルールや規則を守り器用に生きていけないから時に犯罪行為につながってしまう人たちは、強要され監視される環境に耐えられず、結局本人をさらに追い詰める結果になるのではないでしょうか。

あなた自身がもし、上手に社会生活を送れず生活に行き詰り誰からも理解されず孤独だったら、強制され監視管理されれば立ち直れますか？それとも、受け入れ寄り添い気にかけてくれる人に傍にいてほしいでしょうか。つまり、そういうことです。

法制審で語られる「社会内処遇」を考える

千葉県地域生活定着支援センターは開所してから７年半になります。その間、約２１０名以上の人たちが矯正施設や少年院から地域に戻る際に関わりました。このうち残念ながら再犯した人は３０名ですが、複数回の関りで、矯正施設へ行かずに落ち着いて暮らしていけるようになった人もいます。

法制審で議論されている再犯防止のための「社会内処遇」では、私たち福祉専門職が、対象者を刑務所へ行かない代わりに施設（第二の刑務所）へと誘導し、強い強制力を伴った「指導」を受けさせるということに加担するもので、福祉の仕事に変節をもたらし、決して認めることはできません。

よく考えなくても解ることですが、強制的に入れられた施設での指導にどんな効果があるでしょうか。効果がないからこそ、何度刑務所の出入りを繰り返しても生活を立て直す事ができない人たちが大勢いるのです。

仮に、本人が仕方なく了解して施設へ行ったとしても、「仕方なく」の入所なのでその効果は期待できないばかりか、どんなことをしてでもそこから逃げ出すことを考えるでしょう。一般社会の中で、自由を奪い監視を強めることは再犯を減らすどころか、一生涯監視の中でしか暮らせない人たちを作ることになります。

司法関係の皆さんの興味関心は「どんな罪を犯したか」に偏りがちだと思いますが、私たち福祉関係者は、罪を犯したその人の周りで、その時何が起こっていたのかが気になります。再犯に至る理由はざまざまですが、多くは「自己責任」というより、知人や親族から金銭搾取を受けていた、住民票が無いためにまともな仕事に就くことができなかった、複数の障害や疾病を抱えていた、必要な医療からも遠ざかっていたことなどが犯罪の引き金になっていました。こうしたことに気づき、一緒に一つひとつの生活課題を解決していくことで、罪を犯さずに社会の中で落ち着いて暮らしていくことができるようにするためのお手伝いをしたいと思います。

特定非営利活動法人生活サポート千葉
千葉県地域生活定着支援センター
センター長　岸　恵子

更生保護制度における支援的性格が強い”補導援護”及び”更生緊急保護”の一端を担う更生保護施設に勤務する職員です。

この度は、法制審で議論されている件についてアクションを起こしていただいていることに深く感謝申し上げます。

またこの件について、全更連からのアクションが見えず、悶々とした日々を過ごしております。

法制審の議論のなかで、対象者への父権的な内容の意見が跋扈しており、かつそのような流れに巻き込まれそうなことに大変な危機感を持っております。

審議会の委員から、善導処分、更生緊急保護の対象の拡大、更生保護施設への指導監督の委託や居住の義務付けなどの意見が上がっています。

施設入所者の状況を見れば、不遇な生活歴の者が多く、頼れる者もおらず、また知的水準も刑務所の統計における正規分布の図を見れば相当な生きづらさを抱えていることは容易に見えてきます。

こうした対象者は、さらに前科前歴者としてのスティグマが、社会復帰においては大きな課題となり重くのしかかることを忘れてはいけません。更生保護施設に入所しているだけでも社会生活においては大きなスティグマが発生していることも理解しておかなければなりません。

そうした方々に、社会として不良措置をちらつかせて処遇を行うことが改善の契機となるかと言えば、むしろ反社会的な方向に進む恐れがあります。また体感ですが、不良措置実行後に改善する実感が正直ありません。

施設の目指す方向性としては、可能な限り疑似家庭的な雰囲気の中での生活と支援が向社会性を育む上で重要であると考えており、監視や監督強化の方向性には賛同することができません。

また明治以来、治安維持法とは全く異なる出発点から、金原明善や川村喬一郎、原胤昭ら民間人の尽力によって支えられてきた出獄人保護事業の活動の理念、更生意欲があっても社会内において受け入れられなかった者の境遇を慮り精神的な繋がりを重視して保護してきた活動と、現代の人権への配慮を念頭においた処遇を目指すことを考えれば、不良措置を背景とした、対象者への操作主義的な処遇の委託はあってはならないものです。

本人の人権に配慮し、処遇内容の開示説明と意思決定に基づき支援として処遇を行うのが、目指すべき本筋と考えます。

このテーマに付随し、いわゆる再犯防止推進法の中に”指導”と”支援”という言葉が併記されています。

”指導”という言葉に孕む危険性も共有する必要があることについても考えなければなりません。

また付帯決議における「対象者の意思に反して執拗に行ってはならない」ということも関係機関には、周知徹底してほしいと思います。

昨今色々なところで連携連携と言われますが、更生保護施設への新しい委託の内容に限らず、福祉との連携においても、マクロ、メゾ、ミクロであろうが、それを計画する者は、相手方の立場に立ってその理念と実情を俯瞰し、連携先の価値観を潰さないように配慮すべきです。

またその相手方も目先の”物”に惑わされず、おかしいと思ったら慎重に吟味し、立ち位置を明確にすべきです。

匿名　更生保護施設職員　社会福祉士

「〇〇さんが罪を犯したかどうかを決めるのは検察官ではありません。裁判官です。」
「そうなんですか！？」

被疑者と弁護人のこうしたやり取りは珍しいものではない。

検察官には被疑者を訴追するか否かについて広範な裁量が与えられている。被疑者は逮捕・勾留されると最大で２３日間に亘って身体を拘束される。不起訴処分となればその身体拘束から解放される。しかし，もし起訴されれば保釈が許可されない限り身体拘束は続く。在宅で取調べを受ける事件においても，時として長期間に及ぶ不安から解放されるためには検察官による不起訴処分が必要である。こうした制度の下では，検察官が，被疑者の目に，自分を「裁く」存在として映ることは避けがたい。

もちろん，検察官に訴追しないと判断された被疑者が，不起訴処分によって早期に刑事手続から解放されること自体は望ましい。しかし，弁護人から見れば，このことが被疑者による防御権の行使を複雑で困難なものにしているのも事実である。犯罪を立証する責任は検察官にあるのだから，あなたは取調べに対して終始黙っていて構わない。仮に供述をしたとしても，供述調書に一切署名・指印をする必要はない。接見で弁護人からこれらの助言を受けても，被疑者は，検察官が起訴または不起訴の決定という形で自分を「裁く」以上は，「検察官の言うことに従っておいた方が良いのではないか」という思いを拭い難い。取調べに弁護人の立ち会いが認められていない現状において，被疑者は，いざ取調室に入れば，ひとりで検察官の顔色をうかがいながら過ごすことを余儀なくされる。その結果として，被疑者が防御権を十分に行使できないまま処分を受けることがあってはならない。そこで，弁護人は，被疑者に対し，検察官は，自分が不当な処分を受けないために，防御権を最大限に行使して「抗うべき相手」であることを正しく認識させることに，まず多くの労力を費やすことになる。

現在，法制審議会で，被疑者を起訴猶予とするにあたって，検察官が被疑者に対して，監督・指導等の働きかけをする制度の導入が検討されている。

罪を犯した者の再犯防止は重要である。しかし，そのことから，検察官が被疑者を起訴猶予とするにあたって，自ら被疑者の監督・指導等を行うことが当然に正当化されることにはならない。

検察官の監督・指導等に従うことを誓約すれば起訴猶予を期待できる。しかし，もし誓約に反した行いをすれば起訴されてしまう。こうした仕組みの下では，被疑者に，本来「抗うべき相手」であるはずの検察官が，これまで以上に「従うべき相手」として意識されてしまうのではないかと危惧する。被疑者にとって，検察官が「裁判官化」する事態を招く，そのような制度は，被疑者の防御権の自由な行使を妨げるものであり賛成できない。

岩本憲武（弁護士，元司法研修所刑事弁護教官）

福祉を司法化してはならない

権利擁護＆司法ソーシャルワーク研究所

代表　原田 和明

私は，様々な場で福祉の刑事司法への関わりは中立であるべきで，本人中心主義に基づく意志決定支援であることを述べてきた。しかし，法制審議会において，刑事手続のさまざまな場面で「支援」という名の「監視」を伴う「社会内処遇」を施すという議論がなされているが，既に一部の検察庁で社会復帰アドバイザーを配置して，不起訴や執行猶予で釈放見込みの被疑者・被告人につき，福祉的支援の必要性を検討するという刑事手続への関わりを行っている。実際には，不起訴にするか否かの判断への意見が基本であり，高齢や障害などによる社会的ニーズのある被疑者について、福祉的な支援や更生保護の手続を行うことで再犯が防止されると判断された場合に、不起訴にするという手続となっている。

当然ながら起訴するか否かということは、検察としての公権力の行使であり、起訴されるということは不利益処分に他ならない。したがって、クライエントが起訴されたくないために、支援を受けたくなくても受けることを自己決定することは十分あり得，これは、福祉の支援が一定の強制力となっており、福祉の司法化にほかならない。なぜなら，強制力となることは，権威であり他律的な態度によるものである。しかし本来，福祉は自己決定を旨とする自律的な態度を姿勢にしている。

さらに起訴された場合は、福祉が一切関与することがない点で、検察における福祉的支援は一般的な福祉的支援とは異なり、社会的ニーズのあるすべてのクライエントを対象と

するのではなく、検察の権威によって関与する対象者を限定しているといえる。このような，権威的な働きかけは決して支援とは言えないものであり，支援の名を借りた刑事処分に他ならない。福祉の支援は，他律性を廃した本人中心主義に基づく自律性に則して行われるべきものである。福祉が司法の権威に取り込まれ福祉が司法化するようなことがあってはならないと考える。

私たちは、現在法制審議会で議論されている「社会内処遇」のあり方に対し、反対の立場で意見を表明致します。

私たちは、障害者の暮らしの場の一つである「障害者グループホーム」の質的向上と量的拡充をすることで、「障害者の街の中での普通暮らし」を進めていくことを、千葉県の委託事業で行っている障害者グループホーム等支援ワーカーです。

社会福祉士や精神保健福祉士等が担当しており、事業者・従事者・利用者・障害者家族・相談支援従事者を中心に、様々な方への相談支援を行っております。行政や後見人、児童相談所などとの密接な連携の他に、最近では警察の生活安全課や国選弁護人、医療観察法の社会復帰調整官との連携も増えてまいりました。

こういった背景を持つ、数人の障害者グループホーム等支援ワーカーが、不勉強ながらも今回の社会内処遇に対し、それぞれ考えること・感じることがございましたので、メッセージとして出させていただきます。

市川圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　武田　陽一
市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　近藤　大祐
海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　林　弘志
安房圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　相川　香織
野田圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　大橋　宣彦
（代表）松戸圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　桑田　良子

はじめに

現在、地域定着支援センターなどを通して、罪を犯した障害者を障害者グループホームが受け入れしている実態があり、障害福祉行政でも地域生活移行個別支援特別加算として受け入れを評価しております。しかし、あくまでもその対象は医療観察法による治療が行われている方か、刑務所などの矯正施設を出所した方が対象です。

この審議により、「福祉の支援を受けることを約束すれば刑に処さない」ということが進むと、障害者グループホームが再犯防止目的で入居を促される可能性が高まってしまいます。本来障害者グループホームは本人の自己決定の下暮らすところで、本人の意思を中心に暮らしを支えるところです。
ですからこういった法務省の動きを危惧しております。

そのため、反対の立場をとらせていただきます。
そして、このイベントが行われることによって、多くの方々との議論の場ができることを期待しております。

市川圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　武田　陽一

司法に関する不理解等もあると思いますがご了承ください。

第３分科会の議事録を中心に読んで感じた事は、グループホームに司法の専門家がいないという大前提がありながら福祉が司法の下請けになるのではないかという危惧を感じました。
「連携」という耳ざわりの良さではなく「下請け」です。
これは地域定着支援センターすら下請け的になるのではという印象も受けました。

議事録内「横浜方式」は過去に批判があり消滅した背景がありながら議事は横浜方式に近い方向に向かっている印象もあります。また、グループホームは「指導の場」では当然ありませんし、その役割をグループホーム事業者が担わされる可能性があるのも違和感があります。

自立準備ホームという資源の形態があるのであれば、それを有効活用したり社会資源として増やしていく取り組みが必要なのではないかと感じています。
（ではどうすれば？はわからずすみません）

うまい言葉が見つかりませんが、「福祉」と「司法」という横断的に関わる必要性のある関係性の中でより司法の側のグラデーションが濃い居住の場を考えるべきかなと思います。
司法としての「指導」「支援」ができる人を配置できる資源というか。
それを世話人等が前面に立って行うのは違う気がします。

頂いた資料に「入口支援」としきりに謳われていますがその言葉が拡大解釈されてこのような議事内の議論になっている印象も受けました。

グループホームはミニ施設に近いもの・司法の受け皿の１つなど、どうなのかな？という役割を担わされるサービスにも思えますし、グループホーム側の理念としてにそれらのコンセプトがあり、それを具現化できるスキームがあり、なおかつそれを必要としている人たちを支えられるならば、全否定はしませんが、それらを（この場合「グループホームで支援を受ければ不起訴だよ」的な考え）大々的に謳ってしまうのはそれこそ我々が懸念する「グループホーム万能論」なのではないかと思いますし、それを「万能ではない」と啓発することが私たちの一つの役割だと思いますので、えらい長々と書きましたが、弁護士連合会さん同様、この流れには反対します。

とりとめもなくてすみません。

市原圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　近藤　大祐

○法制審議会で議論されている「社会内処遇」について

・私は、反対の立場です。罪を犯してしまった方とは言え、本人の「自己決定」が得られずに検察官や保護観察所がその人の「人生」を選択し、監視させるというのは、福祉に携わっている人間から見ると「権利侵害」にあたると思うからです。

障害・高齢・児童どの分野の方々においても、「本人の意思」は持っておられますし、そこに寄り添って支援をしていく立場で普段業務を行っているものとしては、なんでも規則やルールを作って、当てはめればいいというものではないですし、たとえはまったとしても一時的なもので、同じ失敗を繰り返すことにも繋がりかねません。

私自身、触法関係の方々と関わったケースが少ないので、知識としては浅はかですが、社会に出る前と後の支援体制や社会資源を整えることと触法者の理解を広めていく機会を作ることが必要な気がします。

取り留めのない意見になってしまいましたが、私自身が感じたことを述べさせていただきます。

海匝圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　林　弘志

社会内処遇の件について、こういったジャンルに明るくないので、意見というのもおこがましいですが。

まず、私自身、医療観察法のもと、ケア会議に定期的に参加させてもらったいるケースがありますが、できるだけ、地域の中で自然に暮らすこと、当事者の声に耳を傾けることを医療と福祉のチームで取り組んでいる感じです。
監視というイメージはないです。

で、今回のお話ですが、これって「取引」をうけいれたら、自由にしますみたいなことですよね。でもその自由には制限がある。執行猶予的な？

それと、支援を受けることを約束させ、っていうのも日本語としてなんか変なような。私の読解力が低い？そもそも社会復帰の定義って何なんでしょうか。

あなたはこちらが提示した支援を受けないと社会に復帰なんかできませんと言っているようにも聞こえます。医療ならある程度理解できますが。支援となると、なんか具体的ではないような気がします。

あと、そもそも福祉事業所がそういった監視をすることはかなり難しいと思われます。過去、日中事業所に在籍しているとき、触法の方が入所するかもということがありました。結論から言えば入所には至らなかったんですが、その時スタッフの中ででた意見としては、今いる利用者も守らなければいけないといったものでした。私も当時はそれに同調していたと思います。でも、今思えばただ単純に「知らない」からだったんじゃないかと思うんです。外の世界ではこんなことがある、こういう状況の人たちがいる。そういった想像が出来ていなかった。

いずれにしても大半の福祉の支援者がそこまで達していない状況で、この制度は難しいのではないでしょうか。

まったくまとまりませんが。

安房圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　相川　香織

不起訴となって帰宅する方に、「この人を福祉的支援につなげたい」と感じた方（弁護士さんとか？）から、「帰りに相談に行くように伝えた」という連絡をもらってもその人は来ない、というようなことは時々あり。

大きな犯罪となってから支援に結びつくというのを待つのも･･･
ということについては変化するのかもしれないと感じました。

でも、その方に対して行われる支援の目的が、「その人の幸せのため」でなくて社会治安のためならそもそもそれは支援ではないし、社会福祉士 等がその人に会うのは支援のためであるべきと思います。

という以上の感想も浮かびましたが、支援というよりも今回議論されているのは法務省なので、この案自体が再販防止目的のものという話なのだと思うのですが。

本人の代弁機能とかよりも、社会適応を優先するかかわりになるに違いないと思いますし、それは反対です。

まとまらず長くすみません。以上です。

野田圏域障害者グループホーム等支援ワーカー　大橋　宣彦

「社会内処遇」の件、反対の立場でお返事致します。
福祉って禊のイメージ？
「社会内処遇」を提案した方は昔の福祉のイメージをまだお持ちなのではと想像します。それこそ、昔の大規模収容施設であれば、今回の提案があってもさもあらんと思いますが、今の施設縮小、地域生活への移行の現在の福祉にはそぐわないです。
・力を持ったベテラン職員
・強固なチーム力
・障害への深い知識
・ペナルティを含めた（ギリギリの）対応

現在の福祉の現場にはない力が試されます。私も自法人の入所施設で罪を犯した方と何人も付き合ってきましたが、チームで対応してやっとなんとかできていたという感触です。精神的にもかなりの負担になります。今の新人さんが多い状況だとキツイと思います。ましてやグループホームで対応するのは大変なことだと思います。その利用者さんの特性によってというのはありますが。
そもそも「支援」を受けることを約束され…という言葉自体が日本語として成り立っていません。「支援」という名の再教育したいのであれば、それなりのセンスと知識を持った人材の育成と場所が必要だと思います。そして現在のグループホームにその機能はないです。

松戸圏域障害者グループホーム等支援ワーカー桑田良子

①案に上がっている福祉施設の支援の実態が正確に把握されていないから。
　障害者グループホームの多くは福祉に対する想いを理念に掲げ、本人の考え方や価値観を主体にし、丁寧な生活支援を送っていますが、支援の質の担保が困難な事業者も急増していることも否めません。
さらに、無料定額宿泊所にはとても支援と呼べないような管理的な生活を強いる事業者も目立ちます。
このように、福祉施設の支援の実態を把握されないまま制度が作られていくことには不安を覚えます。

②福祉従事者は、社会全体の治安ではなく、個人の暮らしをその人の事情で支える立場だから。
　先日、警察を通して、検察から「支援を継続するという書類にサインしてくれれば、本人は不起訴になる」と言われました。同時に「福祉の支援が入っているのに再犯をしたら、検察の心象が悪くなる」という言葉もありました。本人にとって嫌な（間違った）支援をしても、本人は私の支援を拒否することができない。私が付き合っていながら再犯をしたら罪が重くなるのか。支援が入ることと再犯を犯さないことをイコールにされるなんて、たまったもんじゃありません。

③本人が納得のいかない支援はすでに、うまくいかないことが実証されているから。
　生活困窮者や障害者の中には、住まいの場を福祉施設に限定され、自分が選んだ人ではない人の支援を受けざるを得ない人たちがいます。彼らは、息苦しくて逃げだしてしまったりそこのルールが守れないという理由で放り出されたりしています。

④支援対象者ではなく、検察の顔色をうかがうことになりかねないから。
　なんだか、精神科病院の退院促進に似ているなと思います。もちろん、多くの精神科病院の退院支援が、医療的根拠の下、本人の自己決定を中心に行われています。しかし、精神科病院の退院支援の中で、入院治療が終わった人に「この人は人に迷惑をかけることを繰り返す人なので、障害者グループホームであれば退院OK」という条件を付けられている方の相談を頻繁に受けます。この条件を付けた医者は障害者グループホームがどんなところで、何を目的に作られたものか、どんな人達が暮らしているか、というものをわかってはいません。そして、精神科病院に勤務する一部のソーシャルワーカーは退院率を上げるためにも、ベッドを回転させるためにも、医者（時には雇用者）との関係性上面倒なことをさけたいので、本人に、福祉の支援を受けながら暮らす、他の選択肢のイメージすら情報提供されないまま、他人と暮らす事が苦痛でも障害者グループホームへの退院調整を進める人もいます。結果、支援に大きな課題を抱えているような事業者でも「空いている」

という理由で入居が進みます。
言い換えれば、精神科病院の退院支援が進まない背景には、そこに本人の想いを大事にする医療福祉従事者がいてくれているからというのもあるのではないでしょうか。
今回の話は医療ではなく司法なんですよね。医者の顔色を伺うように、検察達の顔色を伺うことになるのではないでしょうか。

⑥このシンポジウムが開催されることによって期待するもの
　罪を犯してしまった方々を支援されている人達がまだまだ少ない現実があります。障害福祉の世界でも、罪を犯した経験を持つ方を受け入れてくれる事業者は少ないです。入口、出口の支援はあるものの、その先がないんです。
現に、福祉従事者と話をしていても「高齢者」「障害者」「児童」の話はみんな自分事のように興味を示します。でも、この話、一部の福祉従事者しか関係ないってなってないでしょうか？
罪を犯すのは高齢者だって障害者だって子供だっているわけです。専門外の言葉は難しいです。でも、福祉従事者は目の前の利用者のご機嫌な暮らしと、これから目の前に現れるかもしれない困っている人の事を考える余裕を持たなきゃなって思います。
この話が出たことで、この部分が明らかになったのはそれはそれで良かったんじゃないかなって思うのです。

2018年4月7日

シンポジウム「法制審で語られる『社会内処遇』を考える」へのメッセージ

丸山泰弘（立正大学）

この度は、埼玉県弁護士会および千葉県弁護士会主催のシンポジウム「法制審で語られる『社会内処遇』を考える」の開催、誠におめでとうございます。本シンポジウムの副題にもありますように「福祉の『支援』が『監視』に変わ」ろうとしているこの時期に、このようなシンポジウムが開かれることがとても重要であると思われます。また、登壇されている内田先生や水藤先生をはじめ、諸先生方がメッセージを寄せられている中で、一言述べさせていただける機会を与えていただきありがとうございます。

さて、周知の通り、少年法適用年齢の引き下げの議論を発端として、法制審では、若年成人ないしは一般の成人に対する刑事手続において、入り口の段階から矯正施設、そして出口の段階まで様々な諸制度について議論が行われております。とくに昨今の社会内処遇については、刑罰論を中心とした刑法学として、また刑事訴訟法学として、さらに刑事政策学として多くの問題を抱えていることは、すでに本シンポジウムにおいても指摘されている通りでございます。私からは、刑事政策学的視点から一言述べさせていただきたいと思います。

もちろん、本来ならば刑事司法に巻き込まれるべきでない人たちが、福祉的サービスや医療的サービスが必要な人に、なるべく早い段階で本来あるべきサービスへと繋ぐというとは重要なことであろうと思われます。知的に障がいがあり生活が苦しくなったことが原因で逸脱行為をしている人、クレプトマニアによる窃盗行為が止まらない人、複数回の受刑経験から生活がままならなくなっている高齢の方など、従来の刑法による責任主義では説明がつかない「再犯者」への介入のあり方が課題となっております。従来の厳罰化一辺倒の介入ではなく、「より福祉的」で、「より医療的」な介入をすべきであるとの論調も高まってきています。

しかし、本シンポジウムでも問われているように、昨今の司法福祉の流れは、「刑事司法の中」で行われる福祉的サービスであり、医療的サービスであるということがポイントになろうかと思われます。いかに、福祉的であり、医療的であろうとも、刑事罰を土台に行う支援には必ず限界があります。この点については、私自身も「福祉化する司法」と「司法化する福祉」の問題について危機感を感じており、書籍や論文だけでなく、国内外の学会でも何度か訴えてまいりました。例えば、昨年には、日本刑法学会において、自由報告をさせていただく機会を得た際に、それらの問題についてご報告をさせて

いただきました。また、本日のシンポジウム登壇者との関係では、2012 年に日本司法福祉学会にて「司法が関わることで、福祉の分野で何が変わったか」という分科会をオーガナイズさせていただき、福祉の現場で活躍する方々をお呼びし、司法の下請けにならない福祉のあり方について問題提起をいたしました。

こういった課題が出てくる要因の一つとして、「再犯防止」という用語の捉え方に違いがあることが挙げられるかと思います。そのゴールが仮に「再犯防止」であったとしても、その手段は全く異なるものです。極端に言えば、電子監視を行い、365 日 24 時間の行動を把握して取り組む「再犯防止」もあれば、対象となる人の生活環境を整え、問題行動と向き合いながら、振り返ってみると再犯がなかったという「再犯防止」もあります。つまり、社会の安全のために行われる「再犯防止」と、対象となる人の支援の結果に達成される「再犯防止」では、その手段が大きく異なります。では、現在の日本では、どちらの「再犯防止」の手段が取られようとしているのでしょうか。2017 年 12 月の出された再犯防止推進計画では、平成 19 年の犯罪白書を取り上げ、その目的の中に「国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現」であるとしています。また、この計画の基本方針には、「犯罪をした者が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため（略）」としています。つまり、これは「再犯防止」の主役が支援を受ける「対象者」ではなく「国民」であることを表しているかのように思われます。そこで行われる「福祉的な支援」は、刑事司法の枠の中で、危険因子を管理するために利用されることでしょう。

また、本シンポジウムのメインテーマではありませんが、矯正施設での処遇のあり方についても大きな変革の時期にあります。それは「自由刑の単一化」の問題です。特に、2016 年に発表された「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会の取りまとめ報告書」では、「受刑者の特性に応じ、刑期の大部分を作業以外の改善指導や教科指導に充てるなど、より個人の特性に応じた矯正処遇を実施することに限界がある。また、禁錮刑については、一律に作業の義務づけを行うことができるものの、受刑者によっては、本人の改善更生にとって作業が有用な場合がある。そこで、懲役刑・禁錮刑を一本化した上で、その受刑者に対し、作業を含めた各種の矯正処遇を義務付けることができることとする法制上の措置を採ることが考えられる」とし、禁錮刑ではなく懲役刑を軸とした「自由刑の単一化」が検討事項としてあげられました。研究者によっては、少年に限らず、若年成人や高齢者・障害者等の処遇のあり方が問題とされる受刑者の改善更

生を図る観点から積極的に評価されるべきであり、それを明確化するという意味で検討に値するとしています。たしかに、刑法 12 条によって所定の作業が義務付けされる懲役刑と義務付けがなされない禁錮刑の差異をなくし、自由刑として一本化することで、その受刑者に対し作業を含めた各種の矯正処遇を義務付けることができるとする法制上の措置を採ることで効果的な処遇を「再犯防止」の観点から行えるようになるかもしれません。しかし、それは、松宮先生が指摘するように禁錮刑を廃して「拡大された懲役刑」に一本化するものとも言えるでしょう。

以上のように、日本においても施設内処遇や社会内処遇の場面で司法と福祉の連携が謳われるようになってきました。著名な犯罪学者である David Garland が「Penal-Welfarism」と記したように、2000 年ごろから世界中で「司法化する福祉」が問題となっています。最後に、私の専門分野である薬物事犯に注目をして、この間の法改正や取り組みを見てみたいと思います。

単純自己使用や所持罪については、即決裁判手続きによって迅速に処理がなされるようになり、保護観察所で尿検査を行うことが法的に可能になり、2016 年からは一部執行猶予が導入されるようになってきました。また、一部新聞報道によると再犯防止推進計画の際に、薬物専門の裁判所である「ドラッグ・コート」についても言及がなされたとのことでした。これらは、一見、ダイバージョンとともに迅速化をもたらし、従来の厳罰主義からは「福祉的」であるように思われますが、いずれも刑罰を土台としたものであること、そしてそれらは、本人に主体が置かれているのではなく、国民の安全が第一命題になっている限り、一種の保安処分的な運用がなされる可能性が高いということを忘れてはならないと思います。

以上。

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科　准教授　木下大生

武蔵野大学の木下　大生（きのした　だいせい）と申します。現在法制審議会において、捜査機関である検察庁への社会福祉士の配置が検討されています。
私は社会福祉士が検察庁に配置されることに反対します。その理由は、社会福祉士が検察庁に配置されると、社会福祉士が再犯防止策に加担することを求められ、その実働部隊になる可能性を孕んでいるためです。

社会福祉士が再犯防止策に加担することに反対する理由は、2つあります。1つは、そもそも社会福祉士のミッションは、再犯防止、またそこから派生する社会防衛ではないためです。2つは、本来の個人の生活課題の緩和・解決を目指した関わりではなく、「支援」と銘打った予防拘禁的対応となる可能性があり、人権を擁護・回復のための関わりが、人権侵害に転化してしまうと考えるためです。

社会福祉士が社会防衛に加担することについては、個人の生活課題の緩和・解決を側面的働きかける本来の社会福祉士の役割を第一義的目的とし、その反射的効果として再犯に至らなかった。またさらにその結果が社会防衛に繋がった、ということであれば問題はないと考えます。しかし、再犯防止、社会防衛を見据えた関わりは、個人の意思や権利を無視した対応に繋がっていくことが考えられます。

個人の人権擁護、回復を第一義的目的として掲げている社会福祉士が、人権侵害につながりかねない行為に加担することとなるとすると、もはやソーシャルワークの価値・倫理に基づかなくなります。もし社会福祉士が検察庁に配置されることを我々社会福祉士が受け入れたとしたら、これまで先人のたゆまぬ努力によって形作られてきた社会福祉士の専門性・アイデンティティを投げ捨てることなることを意味します。我々社会福祉士はそのことに気づかなければなりません。

ただ、非常に残念なことではありますが、社会福祉士の職能団体である日本社会福祉士会の執行部から、社会福祉士の検察庁への配置を肯定的に捉えているような発言が会報等において見受けられます。

これまで日本社会福祉士は、社会福祉士の地位向上や職域拡大、待遇条件の向上の 3 点を特に強調してきました。憶測の域は超えないのですが、社会福祉士が検察庁に配置されることは、この 3 点を充足するといった考えがあるのではないか、それが今回の件について肯定的な態度でいる背景なのではないかと考えます。

しかし、検察庁への社会福祉士の配置がたとえこれまで強調されてきた 3 点を充足したとしても、アイデンティティや専門性が削がれてしまうのであれば、先にも触れた通り社会福祉士ではなく他の職種になってしまい、職域拡大等目指してきたことを満たしたとしても、本末転倒としか言いようがありません。

我々が、先人が紡いできたソーシャルワーカーとしてのアイデンティティ、専門性を守っていこうとするのであれば、検察庁への社会福祉士の配置には反対の意見が表明されなければならないと考えます。
今回の法制審議会の議論が契機となって、ソーシャルワーカーのアイデンティティ、専門性、そのあり方について深い議論がなさ、社会福祉士が本来のあり方に立ち返ることを願ってやみません。以上。

NPO 法人ほっとプラス代表理事　藤田孝典

私たちは、福祉専門職として多くの更生保護案件に関わってきました。それは刑事事件の入口段階、出口段階で社会福祉、ソーシャルワークが必要であるためです。

社会福祉やソーシャルワークの本質的な価値、倫理は他者を監視して更生させるのではなく、社会環境や制度によって当事者を苦しみから解放することにあります。

あくまで監視や更生、権利侵害ではなく、寄り添いや支援、権利擁護です。

その視点から、近年議論されている動向及び法制審の「社会内処遇」に対しては大きな危機感を有しています。

福祉の目的は再犯防止ではない

土井政和（九州大学名誉教授・刑事政策）

刑事司法と福祉との連携については、再犯防止の観点からその必要性が強調され、政府をはじめ地方自治体等の行政機関、福祉機関や民間団体、実務家や研究者においても大きな関心が寄せられている。2012年には、犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定された。翌2017年12月には、犯罪対策閣僚会議により「再犯防止推進計画」も策定された。現在、法制審議会の議論においても再犯防止は前提とされている。このように、再犯防止は、いわば「統合的目的」あるいは「総合的標語」として用いられるようになっている。しかし、現在用いられている再犯防止の概念は、本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであって、保安処分の正当化根拠ともなりうる。それゆえ、福祉の刑事司法化をもたらさないためにも、福祉は、刑事司法との関係において対等性・独立性を失わないようにしなければならない.

しかしながら、最近、福祉の側から、対象者の更生支援を担っていくに際して、再犯防止の観点から、刑事司法の側に保護観察もしくは類似の監督的役割を求める主張もみられる。また、保護観察の側からは、支援を委託された福祉団体等に対して、社会内処遇規則に基づき、被支援者の行状について通報義務を課すことも可能になっている。このような運用は、福祉的支援を司法の強制力によって担保することになりかねず、本人の任意に基づく福祉本来の性格を、強制的で社会防衛的なものに変質させるおそれがある。従って、福祉が本人の任意性を前提としている以上、刑事司法が福祉へ介入することは自ずと制限され、また、福祉が再犯防止という刑事司法的観点を自ら取り込むこともあってはならない。

他方、刑事司法と福祉の連携の試みが刑事司法全体に与える影響も看過しえない。刑罰がウルティマ・ラティオ（最終手段）でなければならないとすれば、その実現のために刑事司法はどうあるべきかが問われている。この点で、実体法である刑法の再犯加重や執行猶予など刑罰規定の見直しや、刑罰執行裁判所の設置なども検討すべき課題である。また、入口支援においては、検察官の訴追裁量の幅とそれに伴う権限の拡大、検察中心司法への転換の可能性、無罪推定原則との衝突など刑事手続への深刻な影響も懸念される。したがって、適正手続を保障しつつ、できる限り刑罰に依存しないで犯罪に対応する社会の実現へ向けた努力が必要であろう。

以上述べてきたことは、刑事司法と福祉の関係性を否定するものではない。問題は、刑事司法と福祉が相互に対等な立場を維持しつつ連携する具体的な在り方である。刑事法の基本原則を損なうことなく、また、適正手続を保障しつつ、さまざまな生きづらさを抱えた人の生存権や幸福追求権など本人の主体性を尊重した権利論からのアプローチが必要である。再犯防止は、そのような権利が実現され、自立的な生活が維持できるようになったことの反射的効果と捉えるべきである。

メッセージ

ホームレス総合相談ネットワーク及び医療扶助・人権ネットワークの相談員の立場からメッセージを寄せます。

ホームレス総合相談ネットワークは、広義のホームレス状態にある人への法的支援を行うために２００３年２月に結成された、医療扶助・人権ネットワークは、主に精神科病院に入院している人への法的支援を行うために２０１２年１２月に結成された、ともに弁護士・司法書士らのグループです。

そして、どちらの活動においても、シンポジウムのテーマである「『福祉』を『監視』に変えようとする『社会内処遇』」については、常に意識しています。意識せざるを得ないと言った方が正確です。

ホームレス状態という絶対的貧困に置かれると、無銭飲食や万引きなどの罪を犯すリスクが高まり、また、住民票を乗っ取られるなど犯罪に巻き込まれることも多くなります。そのため前科前歴がある者も少なくありません。

また、相当数が何らかの障害をもっています。うつ病 40%等、6 割以上が何らかの精神疾患の可能性がある（08 年 12 月～昨年末～09 年１月上旬、池袋駅周辺で路上生活者調査）と指摘もあります。

ホームレスであった者でも生活保護を受ければ、単にホームレスであった者でしかないので、普通にアパートに入居していれば、障害サービス等につながり、障害に適応した支援を受けることができるにもかかわらず、劣悪施設へ収容され、サービスにつながらない現実があります。

医療扶助・人権ネットワークの結成のきっかけも、その元路上生活者からの 80 年代に院内暴行致死事件等で有名な北関東の精神科病院からの救助要請にあります。この病院から 30 人以上の退院に関与しましたが、その多くは、ホームレスであった者、前科がある者、都内の生活保護受給者でした。私たちの関与によりほとんどが速やかに退院していることから、福祉事務所から処遇困難者のレッテルを貼られた者に対する劣等処遇として精神科病院が利用されていたのだと理解しています。他の精神科病院も当然のように「社会的入院」が許容されています。

「社会的入院」は強制入院にまで及んでいます。私たちが関与するケースでは、コーラ一本を万引きしたことが他害にあたると警察官通報により措置入院になったケース、万引きして罰金刑となり罰金を納付したので刑の執行を終えたのに検察官通報により措置入院になったケース、腹痛によりホテルのフロアを汚してしまったことが他害であると警察官通報による措置入院になったケースなど、強制入院の緊急性も障害との関係性もない行政ぐるみの「社会的入院」が蔓延していると指摘せざるを得ません。

入院施設のほとんどが閉鎖の処遇であることも問題ですが、同様に私たちが関与した、都

内の医療グループが経営する精神科クリニックのデイナイトケアにも同様の問題があります。患者が受け取るべき生活保護費を全額管理し、患者には毎日２５０～５００円ずつの生活費しか与えず、患者はその生活費をもらうため毎日通院することを事実上強制されていました。この問題は広く報道され、人権侵害行為として社会問題になりましたが、同クリニックは、刑事事件において「環境調整」の手段として弁護人に利用されることが多いといわれます。起訴猶予者に対する「社会内処遇」に悪用されれば、人権侵害を適法化することにもなりかねないと危惧しています。

私たちは、活動の経験から、「普通」が唯一の「社会内処遇」であると理解しています。また、私たちは、ホームレスであったから、前科があるからという理由だけで、多くの人が事実上を含め強制入院させられている現状から、「監視」が必要なのは、むしろ、処遇困難者のレッテルを貼る福祉事務所であり、閉鎖の処遇を当然とする医療機関であると認識しています。少なくとも法律家は人身の自由の回復こそ力を注ぐべきだと思っています。